

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

当社グループは、企業価値の追求と、その最大化を通じた人々・社会・経済の発展への貢献を経営理念で掲げており、サステナビリティの実現に貢献し、ステークホルダーの皆さまから信頼される企業グループであり続けたいと考えています。「日清オイリオグループビジョン2030(以下：ビジョン2030)」では、当社グループが社会課題を解決し価値を創造する重点領域を定め、社会との共有価値を創造することで成長を遂げるための戦略の指針と2030年に目指す姿を示しています。この考えのもと、当社グループは、ステークホ

ルダーの皆さまと良好な関係を築き、信頼の向上に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に努めていきます。

〈2030年に目指す姿〉

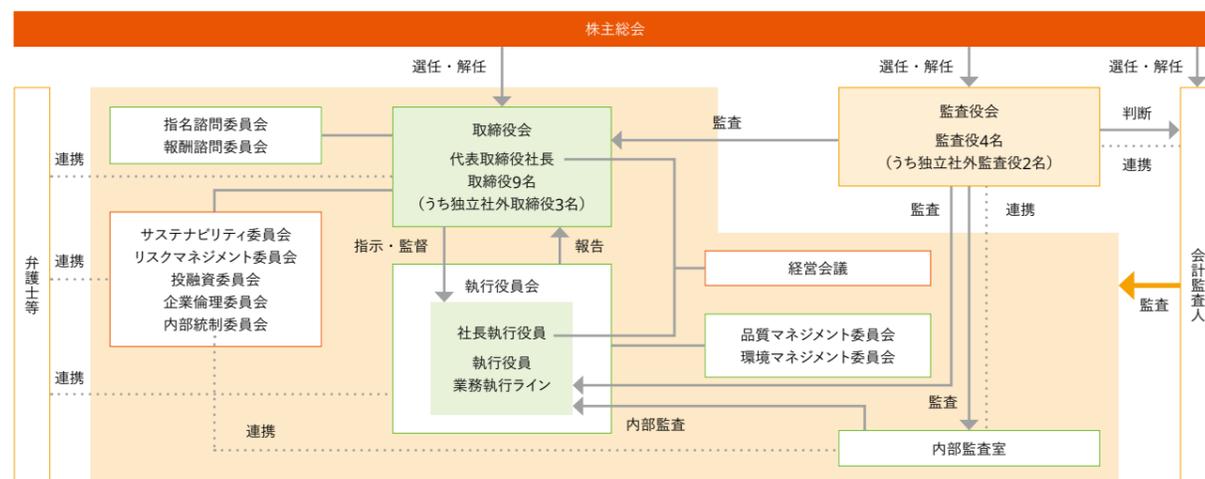
私たちは、“植物のチカラ®”と“油脂をさらに究めた強み”で、食の新たな機能を生み出すプラットフォームの役割を担います。そして多様な価値を創造し、“生きるエネルギー”をすべての人にお届けする企業グループになります。

コーポレート・ガバナンスの概要

組織形態	監査役会設置会社
取締役会議長	久野 貴久(代表取締役社長)
取締役会人数(うち社外取締役)*1	9名(3名)
監査役人数(うち社外監査役)*1	4名(2名)
取締役会開催状況(実績：開催回数、取締役・監査役出席率)*2	開催回数：11回 出席率：取締役100%、監査役95.5%
監査役会開催状況(実績：開催回数、出席率)*2	開催回数：19回 出席率：98.7%
取締役の任期	1年
監査法人	有限責任監査法人トーマツ
業績連動報酬制度	あり

※1 2021年6月29日現在
 ※2 2020年度実績

コーポレート・ガバナンス体制図



(注) 1 常勤監査役は、経営会議にオブザーバーとして出席しています。
 2 上記以外に、常勤監査役とコーポレートスタッフ部門との定期的な情報交換・情報共有等、監査の実効性確保に向けた会議体を設置しています。

取締役会

取締役会は、代表取締役社長を議長に、取締役9名(うち独立社外取締役3名)で構成し、法令で定められた事項および経営上の重要事項を審議し、決定しています。当社の経営に関して豊富な経験を持つ取締役と経営に関する深い知識を持ち、独立性の高い社外取締役により構成され、経営および業務執行の監督責任を負っています。

執行役員制度・執行役員会

環境変化に即応した迅速な意思決定を実践するため、執行役員制度を導入しています。執行役員は取締役会から業務執行権限を委譲され、経営計画や取締役会の方針に則り、取締役の監督のもとで業務執行に携わっています。また、社長執行役員を議長として、すべての執行役員による執行役員会を設置しています。執行役員会は、取締役会から委譲された権限範囲内の重要案件に係る意思決定、業務執行状況の報告および確認を行っています。なお、業務執行を監査する目的で常勤監査役が執行役員会に出席しています。

監査役会

監査役会は、監査役4名(うち独立社外監査役2名)で構成しており、監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査計画および業務分担に基づき、取締役会やその他重要な会議への出席、業務および財産の状況調査等を通して、取締役の職務執行、執行役員の業務執行を監査しています。監査役は、会計監査人および内部監査室と緊密な連携を保ち、意見および情報の交換を行い、効果的・効率的な監査を実施しています。

各種委員会

2020年6月から、サステナビリティ委員会を設置し、当社らしいCSV(社会との共有価値の創造)を軸とした事業活動の実践により、当社グループの持続的な成長と社会の持続的な発展(サステナビリティ)の実現に向けた取り組みを行っています。当社グループのコンプライアンス、リスクマネジメント体制については、企業倫理委員会、リスクマネジメント委員会などの委員会を設置し、必要に応じ顧問弁護士などとの連携を図り、専門的な見地から意見を答申しています。

コーポレート・ガバナンス強化の歩み

社会との信頼関係を維持・向上するために、コーポレート・ガバナンスの充実は経営の重要事項であると考えています。当社は、事業環境や社会的要請などの変化に対応し、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまからの信頼やご期待にお応えすべく、継続的なコーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
取締役会		取締役会の実効性評価の開始					
取締役の人数	9名	9名	9名	9名	8名	9名	9名
うち社外取締役の人数	2名	2名	2名	2名	2名	3名	3名
うち社外取締役の割合	22%	22%	22%	22%	25%	33%	33%
監査役の数	4名	4名	4名	4名	4名	4名	4名
うち社外監査役の数	2名	2名	2名	2名	2名	2名	2名
役員報酬				株式報酬制度の導入			
委員会					報酬諮問委員会の設置		
						指名諮問委員会の設置	
							サステナビリティ委員会の設置

取締役会の実効性評価

取締役会を構成する取締役・監査役を対象に、取締役会の構成、運営状況、コーポレート・ガバナンスのあり方等の内容について、アンケート形式での調査を実施しています。その調査結果を踏まえ、代表取締役社長と社外役員との議論を行い、2020年度の実効性は、概ね確保されていると判断しました。なお、2019年度に課題としてあげた2点のうち、「中長期の経営戦略に関する議論の深化」については、「ビジョン2030」、中期経営計画「Value Up +」の審

議を十分行ったことにより改善が図られたと考えており、2021年度においても、中期経営計画の実現に向けた審議を充実させていきます。もう1点の「取締役会におけるリスクマネジメントをはじめとしたモニタリング機能のさらなる強化」については、主要海外拠点の経営計画の総括・審議および課題と対応に関する報告などを実施しましたが、さらなる改善に向けて継続課題とします。

役員報酬制度

当社の社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」、業績連動報酬としての「賞与」および中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬」で構成しています。社外取締役、監査役の報酬については、独立した立場からそれぞれの専門性・経験等を活かすことを重視し「基本報酬」のみとしています。

取締役の個人ごとの報酬等の決定にあたっては、取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会において取締役の報酬制度全般の審議を行い、同委員会の答申をもって取締役会にて決定しています。

報酬の構成比率

報酬の構成比率は、賞与支給率100%の場合において、「基本報酬」:「賞与」:「株式報酬」の比率を代表取締役会長、代表取締役社長は概ね「60:30:10」、その他の取締役(社外取締役を除く)は概ね「70:20:10」となるよう設計しています。

算定方法

基本報酬(固定報酬)

基本報酬は、取締役としての職務遂行意欲の向上とその職務に対する責任を明確化することを目的とし、職責の大きさに鑑み役員ごとに決定し、月次の固定報酬として金銭で支給しています。

賞与(業績連動報酬)

賞与は、業績連動報酬として業績と報酬の連動性を高めるとともに、中期経営計画の達成に向けた意識を高めることを目的とし、対象年度(4月～翌年3月)の業績を踏まえ、翌年度の7月に金銭で支給します。

個人ごとの賞与額は全社業績と個人評価をベースに定性的要素を加味して次の算式により決定します。

(算式)

個人賞与額 = 役位ごと基本賞与額 × 賞与係数

賞与係数 = 全社業績係数 × 個人評価係数 ± 定性係数

- 全社業績係数は、次ページの表で示す財務指標と非財務指標により、0.5～1.5の範囲で決定します。当該業績指標を選択した理由は、利益および資本効率性の観点から企業価値の成長度を適正に評価・反映させること、また、サステナブルな社会の実現に向け、ESG目標の達成度を重要な経営目標とすることでサステナビリティ経営をさらに強化することを狙いとしています。
- 個人評価係数は、取締役の担当する事業等の主要KPIの達成度により0.8～1.2の範囲で決定します。
- 定性係数は、突発的かつ不可避の環境変化や状況変化に伴う戦略的対応等の影響について審議し、賞与係数に加減することがあります。
- 以上の指標等により、賞与係数は原則として0.4～1.8(定性係数を含め最大0～2.0)の範囲で決定します。

全社業績係数の内訳

(評価ウェイト)

全社業績	財務指標	連結営業利益	単年度目標達成度	60%
			年平均成長率目標達成度	10%
		ROIC	単年度目標達成度	20%
	非財務指標	サステナビリティ貢献度	ESG目標達成度	10%

株式報酬(非金銭報酬)

株式報酬は、中長期インセンティブ報酬として取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、信託を用いた株式報酬制度(株式交付信託)に

より支給しています。株式交付規程に基づき、毎年6月に役員ごとに定められた基礎金額に基づくポイントを付与し、原則として退任時に付与されたポイント数に応じた株式を交付しています。(うち30%は金銭で支給)

2020年度 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬(固定報酬)	賞与(業績連動報酬)	株式報酬(非金銭報酬)	
取締役(社外取締役を除く)	249	179	50	19	6
監査役(社外監査役を除く)	42	42	—	—	2
社外取締役	29	29	—	—	3
社外監査役	14	14	—	—	3

(注) 1 業績連動報酬は2020年度に費用計上した額です。
 2 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給とは含まれていません。
 3 取締役の報酬等の額には、社外から当社への出向者1名に対する当社から出向元に支払う金額の役員報酬分を含めています。(当該取締役に対しては非金銭報酬等は支給対象外)

■ 役員 の 指名 ・ 選任

取締役・監査役候補者については、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループの経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性のもとより、取締役会や監査役会全体としての規模や、それを構成する候補者のバランスを考慮することを指名方針として

います。当社は、指名諮問委員会を設置し、取締役の選解任方針の決定、取締役候補者の検討、評価、原案決定等、同委員会で審議のうえ、取締役候補者および経営陣幹部を取締役会にて決定しています。監査役候補者については監査役会の同意を得たうえで取締役会で決定しています。

	選任理由
社外取締役 白井 さゆり	世界経済・金融の研究と国際的活動および日本銀行政策委員会審議委員を務めた金融政策の専門家としての知識や経験を当社の経営に活かしていただいております。特にサステナビリティ(ESG)に関する研究・実務経験を踏まえて取締役会での審議を活発化しています。また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会では委員としてガバナンスの改善に向け積極的に発言しています。これらにより経営の監督と助言を適切に行っています。こうした実績から当社取締役会の機能強化が期待できると考えています。
社外取締役 山本 功	長年の証券アナリストおよび財務アドバイザー等の経験を通じて培われた金融市場および経営全般に関する知識や経験を当社の経営に活かしていただいております。特に経営戦略および資本効率向上に関する発言を積極的に行い、取締役会での審議を活発化しています。また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会では委員としてガバナンスの改善に向け積極的に発言しており、これらにより経営の監督と助言を適切に行っています。こうした実績から当社取締役会の機能強化が期待できると考えています。
社外取締役 町田 恵美	公認会計士としての専門領域における知識と経験を有していることに加え、当社の社外監査役を4年間務めた経験を当社の経営に活かしていただいております。特に、会計、リスクマネジメント等の面からコーポレート・ガバナンスに関する発言を積極的に行い、取締役会での審議を活発化しています。また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会では委員としてガバナンスの改善に向け積極的に発言しています。これらにより経営の監督と助言を適切に行っています。こうした実績から当社取締役会の機能強化が期待できると考えています。
社外監査役 草道 倫武	弁護士としての専門領域における知識と経験を活かし、監査の充実を図ることが期待できると考えています。
社外監査役 住田 清芽	公認会計士としての専門領域における知識と経験を有し、監査の充実を図ることが期待できると考えています。

■ 政策保有株式に関する取り組み

近年、市場からの政策保有株式に対する関心の高まりや、コーポレートガバナンス・コードの導入・改訂など、政策保有株式を取り巻く環境が大きく変化しています。このような環境変化を踏まえ、当社は、「資本・業務提携や協業等による事業競争力の維持・強化や、新規事業領域の開拓に向けた出資等による事業の急速な成長・育成につながると判断されるものを除き、原則として、政策保有株式を保有しない」

という方針に転換しました。この基本方針に即し、既に保有している政策保有株式については、改めて保有意義を精査し、取引先との対話を通じてご理解をいただきながら段階的に縮減に取り組んでいます。なお、2019年度末においては101銘柄を保有していましたが、2020年度末では94銘柄を保有しています。

内部統制

当社グループでは、内部統制システムを、企業価値向上への重要なファクターのひとつとして位置づけ運用しています。会社法への対応については、「会社法に基づく内部統制の基本方針」を策定し、経営体制・コンプライアンス・リスクマネジメント等について、方針や体制、規程類等を規定し運用しています。また、金融商品取引法への対応についても基本

方針を定め、内部統制システムの強化・改善を継続的に実施しています。

※詳細はホームページをご覧ください。
 「会社法に基づく内部統制の基本方針」
https://www.nisshin-oillio.com/company/corporate/basic_policy/
 金融商品取引法への対応について
https://www.nisshin-oillio.com/inv/management/financial_governance.html